

相談 宇城市の相談日【5月】

要予約	福祉法律相談 市社会福祉協議会 ☎32-1055
	20 ㊟ 14時～16時30分 老人福祉センター
	行政相談 行政 熊本行政評価事務所 ☎096-326-1100
	8 ㊟ 13時～16時 市役所新館1階第5会議室
	12 ㊟ 13時～16時 不知火防災拠点センター研修室4
	行政・人権相談 行政 行政相談と同じ 人権 人権啓発課 ☎32-1708
	12 ㊟ 13時30分～16時30分 三角支所2階大会議室
	14 ㊟ 13時～16時 ラポート2階研修室
要予約	こころの健康相談 県宇城保健所 ☎32-1207
	12 ㊟ 14時～16時 県宇城保健所
予約優先	行政書士相談(外国人ビザ・相続・遺言) 総務課 ☎32-1798
	14 ㊟ 13時～16時 市役所新館1階第5会議室 行政書士相談▲申し込みフォーム

毎日・平日の相談

◆ 高齢者相談 在宅医療・介護相談 市地域包括支援センター ☎25-2015
平日 8時30分～17時15分 市老人福祉センター ※電話相談は24時間対応
◆ 女性相談 子ども未来課 ☎32-1404
平日 9時～16時(㊟は15時まで) 子ども未来課
◆ 子ども相談 市こどもセンター ☎33-1118
平日 9時～16時 市こどもセンター
◆ 児童虐待相談 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
毎日 24時間 電話受け付け

広告

MUSBELL

うちの子も **結婚** できました!

お気軽に ご連絡 ください

独身のお子様の 結婚相談

結婚相談所 ムスベル熊本 ☎0120-138-026

熊本市中央区辛島町6-2 ペアレントビル6階 マル適マークCMS取得 ムスベル株式会社 第2113001(2)-37
 営業時間:10時～19時 | 定休日:第2・第4水曜日

65歳以上の人へ 予防接種の費用の一部を助成します

■高齢者の肺炎球菌予防接種
 自己負担額 3,600円
対象者
 ・65歳(65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで)の人
 ・接種日時時点で60～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級を所持している人
 ※65歳の誕生日の翌月に通知。(誕生日を迎えた人で、早く接種したい人はご相談ください。)

■帯状疱疹予防接種
 自己負担額
 ・乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 6,600円/1回 (計2回接種)
 ・乾燥弱毒生水痘ワクチン 2,700円
対象者
 ・令和8年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人
 ・60～64歳の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがある身体障害者手帳1級の人
接種期限 令和9年3月31日㊟
 ※対象者には4月に予診票を同封し通知済。
 ※2種類のワクチンのうち、どちらか1つのワクチンの補助を受けることができます。詳細は、通知文書をご確認ください。

■共通事項
予約方法 医療機関に直接予約
 ※自己負担額は宇城市内医療機関で接種した場合の費用です。
 ※予防接種済証は保管してください。
 ※市外医療機関での接種には、事前に手続きが必要です。
 健康づくり推進課 ☎32-7100

■共通事項
申込方法 ウイングまつばせ窓口
 ※定員に達し次第締め切り
 〇 ウイングまつばせ ☎(32)55555

■リフレッシュ体操教室 (月4回)
 運動が久しぶりの人や体力に自信のない人でも安心してご参加ください。
日程 4月から毎週木曜
時間 10時～11時
費用 2千円/月
定員 15人

■軽自動車税の減免制度
 ※減免要件を拡充しています。
対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人、または障がい者本人と生計を一にする人が所有する軽自動車など
■福祉車両の減免
対象 構造が専ら障がい者の利用のために使用、または公益のため直接専用する軽自動車など
■共通事項
申請先 税務課、各支所
申請期限 5月25日㊟
 〇 税務課 ☎(32)14002
 納税通知書 4/1現在の所有者に送付
 市 HP



ウイングまつばせ うきプラススクール

■軽自動車税の納付と減免制度
納期限 6月1日㊟
納付場所 金融機関、市役所本庁会計課、コンビニエンスストア、全国の地方税統一e.L・QR対応金融機関、スマホアプリ決済 など



軽自動車税の納付と減免制度

助成・支援

物価高騰対策支援を開始します

中小企業など

中小企業など 市 HP

対象 必要要件を全てを満たす人
 ・中小企業基本法第2条1項に規定する中小企業
 ・市内に本店を有する法人または住所を有する個人事業主
 ・直近1年間の光熱水費および燃料費合計の支出が年間30万円以上の事業者など
補助金の算定 直近の決算における光熱水費および燃料費の合計額に10%を乗じて得た額以内。ただし、上限20万円(千円未満切捨て)
 ※予算の範囲内で補助率が変動することがあります。
申請方法 市商工会各支所窓口で書面で申請
申請期間 6月1日㊟～7月17日㊟

〇 商工観光課 ☎32-1604

農林水産業

農林水産業 市 HP

対象 次の全てを満たす人
 ・市内に住所を有する個人事業主または市内に主たる事業所を有する法人
 ・令和7年中に農林水産物の生産を行い、販売を目的に農林水産業を経営し、今後も継続する意思を有する
 ・令和7年分の農林水産物販売金額が50万円以上であり、かつ対象経費(肥料費、飼料費、農薬衛生費、動力光熱費(電気・ガス・水道・灯油・軽油・重油などの合計))の合計が50万円以上
 ・市税などに滞納がない
 ※補助金の算定、必要書類、申請方法、申請期限についてはホームページまたは、5月15日㊟に回覧するチラシでご確認ください。

〇 農政課 ☎32-1641